

新潟都市計画地区計画の決定（新潟市決定）

都市計画窪田町地区地区計画を次のように決定する。

名 称	窪 田 町 地 区 地 区 計 画
位 置	新潟市窪田町2丁目、4丁目、6丁目及び雲雀町
面 積	約 1.0 ヘクタール
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	<p>地区計画の目標</p> <p>本地区を含む入舟地区は、職住が近接した住宅地としての立地条件に恵まれているが、その一方、人口の減少、緑の不足、老朽化した建物、狭隘な住宅が顕著である等の問題を抱えている。</p> <p>当地区は、都市計画道路日和山山田町線の整備が行われ、今後新たな住宅や公共公益施設等を主体とした市街地整備が図られる予定の地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、健全で利便性の高い住宅地としての市街地環境を形成することを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>周辺土地利用との調和を図り、良好な居住環境を備えた住宅市街地としての土地利用を促進する。</p>
	<p>地区施設の整備の方針</p> <p>地区の北側に広場を整備し、開発行為等により整備される道路については、その維持、保全に努める。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>1. A地区</p> <p>低層住宅を主体とする良好な街区の形成と保全のため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置及びかき又はさくの構造について適切な規制誘導を行なう。</p> <p>2. B地区</p> <p>周辺環境に配慮しつつ、中層住宅の立地に対処する良好な街区の形成と保全のため、建築物の用途、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置及びかき又はさくの構造について適切な規制誘導を行なう。</p>

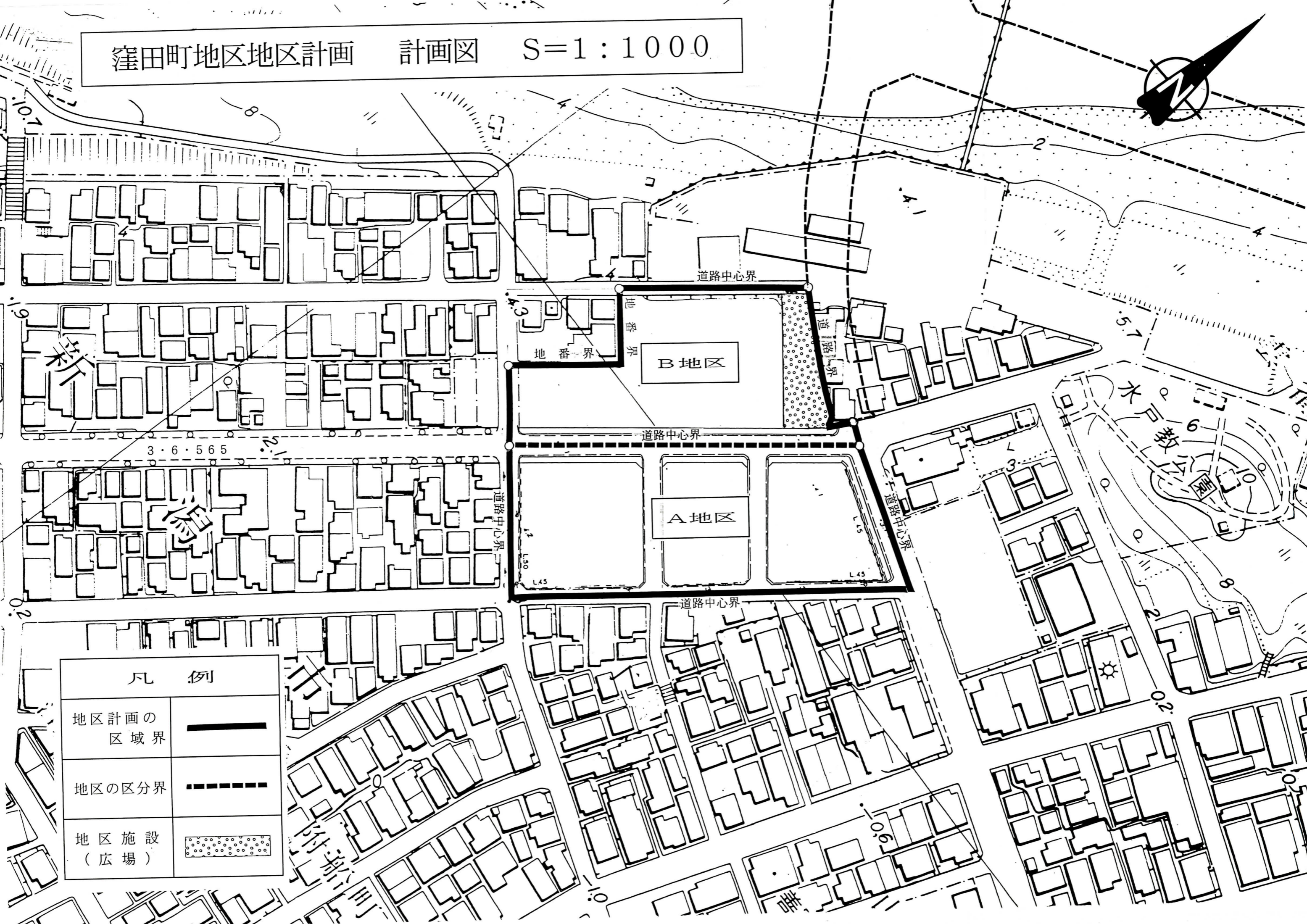
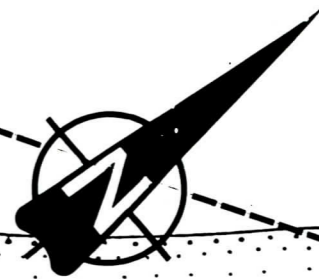
地 建 区 整 備 等 計 に 関 す る 事 項	地区施設の配置 及び規模		広 場 約 370 平方メートル	
	地区 の 区分	区分の名称	A 地 区	B 地 区
		区分の面積	約 0.6 ヘクタール	約 0.4 ヘクタール
	建築物等の用途の 制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二（に）項第2号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げるもの (2) 建築基準法別表第二（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (3) 畜舎		
	建築物の敷地面積 の最低限度	120 平方メートル		500 平方メートル
		ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地を除く。		
	建築物の高さの 最高限度	10 メートル		15 メートル
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、都市計画道路日和山山田町線から1.0メートル以上離さなければならない。 ただし、自動車車庫で、軒の高さが2.3メートル以下の透視可能なものは、この限りでない。		
かき又はさくの 構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は生垣とする。 ただし、高さを道路面から1.0メートル以下としたもの、又は透視可能なものとした場合はこの限りでない。			

「区域、地区施設の配置及び地区の区分は計画図表示のとおり」

窪田町地区地区計画

計画図

S=1:1000



凡 例	
地区計画の 区域界	
地区の区分界	
地区施設 (広場)	